

笠岡市教育大綱(案)

1 はじめに

(1) 大綱の位置づけ

この大綱は、第7次笠岡市総合計画に掲げる将来ビジョン「元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡」の実現のために、笠岡市の教育、学術・文化・スポーツの振興に関する総合的な施策について、その根本的な方向性を定めたものです。

(2) 大綱の期間

この大綱の期間は、第7次笠岡市総合計画後期基本計画の期間と整合を図るため、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

2 基本理念

「学ぶ楽しさ 輝く個性 生き抜く力」

(案1) ～ こどもが育ち おとなが育ち みんなが育つ
一人ひとりの学びによる「こころ豊かな人づくり」 ～

(案2) ～ こどもが育ち おとなが育ち
だれもが育つ 一人ひとりの豊かな学び ～

「教育大綱」の法的位置づけ

1 法律上の位置づけ

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定 主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第1期計画（平成20年7月 1日閣議決定）平成20～24年度 ※第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）平成25～29年度 ※第3期計画（平成30年6月15日閣議決定）平成30～34年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

金浦中学校区 施設一体型小中一貫教育校について

笠岡市教育委員会

笠岡市の小中一貫教育は、『学び』『育ち』をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てることをねらいとしています。具体的には次のような姿を目指しています。

<自立>

- ・主体的に学ぶ子
- ・確かな学力を身に付けた子
- ・道徳性や規範意識を身に付けた子
- ・心身の健康を大切にする子
- ・自分の夢や目標に向かって努力する子

<共生>

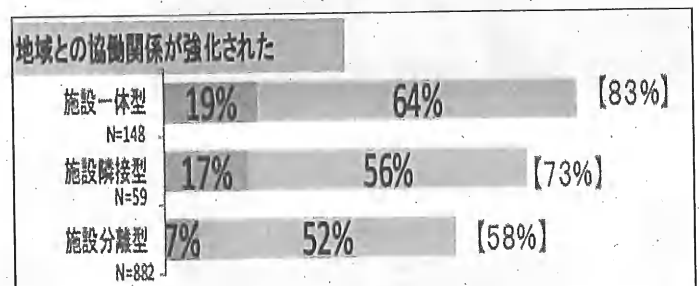
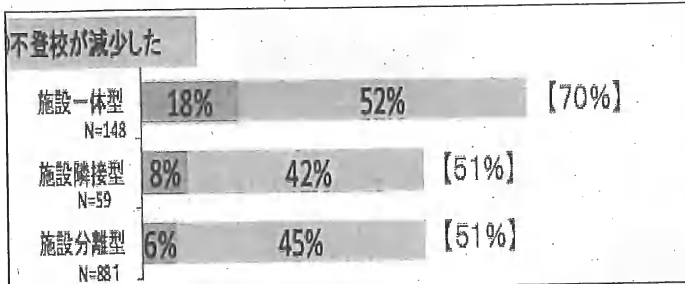
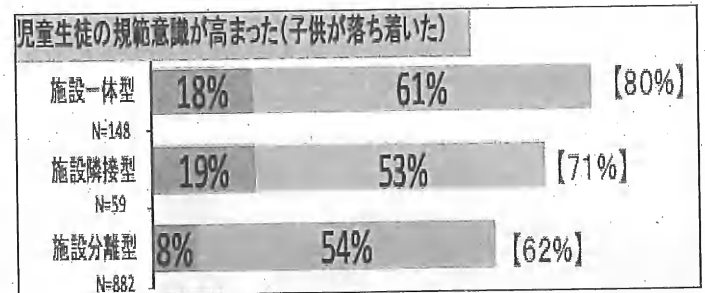
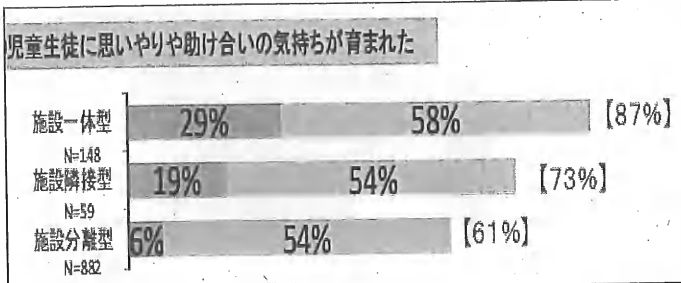
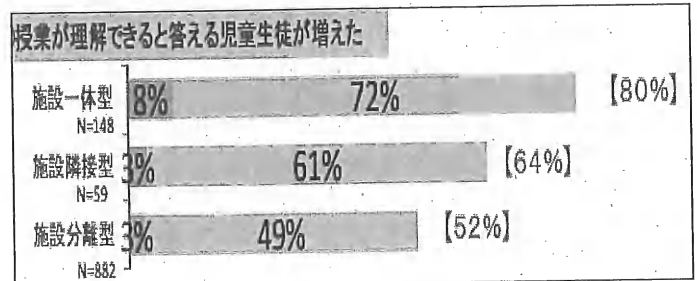
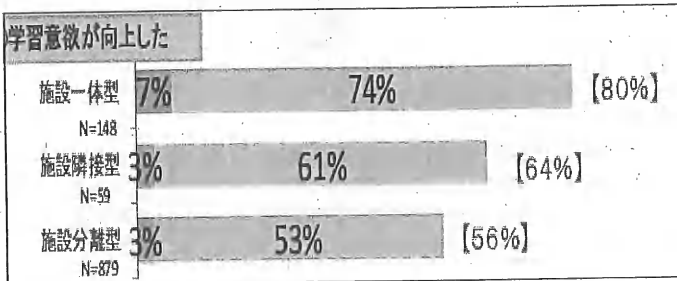
- ・多様性を認め合い、他者を思いやる子

<郷土愛>

- ・郷土「笠岡」を愛する子

令和3年度から、施設分離型で小中一貫教育を試行し、中学校区の目指す子供像に向けて、小・中学校が連携して教育活動に取り組んでいます。中学校の先生が小学校高学年で授業をしたり、小学校同士や小学校と中学校での交流活動も行われたりと、子どもたちのいきいきとした表情が伺えます。しかし、教育効果が最も高いのは施設一体型小中一貫教育校だということが調査結果から明らかになっています。そこで、児童生徒数、用地等の条件が整う金浦中学校区で、是非、施設一体型小中一貫教育校を開校したいと考えています。

施設一体型はこんなに教育効果が高いのです!!



■大きな成果あり ■成果あり

小中一貫教育を実施している全国の国公立小中学校の実態調査結果 (H26) より～文部科学省～

施設一体型になると学校がこんな風になります!!

笠岡市の小中一貫教育は先進地である広島県府中市の取組を参考にさせていただいています。府中市は全市で小中一貫教育に取り組み、施設一体型小中一貫教育校が2校あります。府中学園と府中明郷学園です。この2校の事例を基に説明させていただきます。

学校が変わる。



府中市では、どちらの学校も職員室が小中合同であり、小・中学校の先生が頻りに情報交換をしています。施設一体型では、小・中学校の多くの教職員の目で子どもたちを見取ることができます。子どもたちの良さを多方面から認めたり、困り感を早く察知したりすることができます。また、先生たちの指導方法の情報交換も井戸端会議的にすることができます。そこで、笠岡市でも、小中合同の職員室の整備を考えています。

今、金浦中学校区では、全教職員が年に2~3回集まって、目指す子ども像の達成に向けて話し合っています。これが、施設一体型になれば、小・中学校の先生と一緒に子どもたちのために話し合う時間をもっと確保することができるようになり教育効果が高まります。

小学校高学年では、一部教科担任制

今年度、金浦中学校区では、中学校の英語の先生が年間8回、各小学校の6年生に乗り入れ授業を行っています。中学校の先生が授業に入ることによって、話す活動が充実しています。これが、施設一体型になると、中学校からの乗り入れ授業だけでなく、中学校の先生が小学校でも教える教科担任制を行うことができるようになります。中学校の先生の専門性を生かした授業により、子どもたちの学習意欲の向上につながると考えています。

<中学校> 教科教室型



府中市の施設一体型の学校では、中学生は教科の教室に移動して学習を行っています。生徒自らが学ぶということ意識させるのがねらいです。笠岡市でも可能な範囲で取り入れていきたいと考えています。

小中共用図書室(総合メディアセンターとして、コンピュートルームと一体化)



特別教室は、共用の部分もありますが、子どもたちの発達段階を考慮して教科によっては小学校部と中学校部の両方を整備していきます。

理科室(小学校部)



理科室(中学校部)



小中共用多目的スペース (1階ホールと大階段)



ミニコンサート・イベント 作品展示・お知らせ掲示 小中学生の交流・憩いの場



府中市では交流スペースが整備されています。笠岡市でも、交流スペースを整備し、小学生と中学生の交流や、地域の人との交流活動を積極的に行っていきたいと考えています。

金浦中ブロック施設一体型小中一貫教育校の建設について

作成者 笠岡市教育委員会教育総務課
電話 0865-69-2151
メール kyouikuousumu@city.kasaoka.okayama.jp

1 進め方

～保護者・地域・学校教職員・学識者の皆様と～

新たに、金浦中学校の敷地に施設一体型小中一貫教育校建設するにあたっては、金浦中ブロックの「整備検討委員会」という委員会を設立し、その中で、施設整備や建設に関する様々なことについて協議をお願いしたいと考えています。

メンバーには、学識経験者、地域代表者、学校関係者、保護者代表者の方などに参加いただく予定です。



2 災害対策（ソフト）

～個別具体的な計画を～

笠岡市立の小中学校では、午前7時までに大雨などの警報が発令していた場合には休校としています。また、登校後に警報の発令がなくても、今後大雨が予測され、雨が激しくなった場合には、下校中の安全性が危惧される場合などを除き早めの下校をするなど、災害対策（ソフト）を実施しているところです。

施設一体型小中一貫校を新たに建設した場合も、基本的に同じ対応となりますが、吉浜地区という土地の特殊性も考慮する必要があることから、検討委員会において協議をお願いするなどして、更なる安全確保のため、より具体的な避難計画を作成していきたいと考えています。

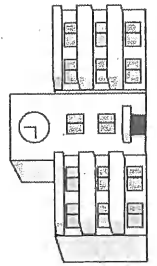


3 災害対策（ハード）

～浸水しない校舎を～

平成30年7月豪雨のとき、吉浜地区は広範囲にわたって浸水しましたが、金浦中学校の校舎は、建設時における高上げ、杭打ちによる地盤沈下防止などの措置により浸水しませんでした。

この記録を参考としながらも、新しく建設する校舎についても、浸水することがないよう、高上げを行うなどして災害対策を行うっていく予定です。



4 スクールバス

～通学時においても安全・安心を～

国は、学校の通学距離について、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内と規定しています。笠岡市の小学校において、現在、徒歩通学する児童の距離は、遠くて概ね2.5km～3kmという状況にあります。

こうしたことも踏まえ、学校の統廃合等に伴い通学距離が遠くなり、市の状況を超えて負担を強いことになる児童に対応するためスクールバスを導入します。

運行ルート、停留箇所、運行時間、利用児童の範囲など詳細については、市内で運行しているスクールバスの状況を踏まえ、これから保護者の皆様と学校を交えて協議し、具体的なルール作りを行っていく予定です。

